

ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者で、医療保険各法の規定による被保険者、<u>組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)</u>又は被扶養者とする。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童</p> <p>(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第6条 市長は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の一部負担金(以下「ひとり親家庭等医療費」という。)を支給する。ただし、受給者の責めに帰すべき事由により対象者が負担すべき額があるときは、その額につき支給の対象としない。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者で、医療保険各法の規定による被保険者、<u>組合員、加入者若しくは被扶養者とする。</u></p> <p>(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童</p> <p>(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第6条 市長は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の一部負担金<u>から次の各号に規定する自己負担金を控除した額</u>(以下「ひとり親家庭等医療費」という。)を支給する。ただし、受給者の責めに帰すべき事由により対象者が負担すべき額があるときは、その額につき支給の対象としない。</p> <p>(1) <u>次号に規定するもの以外(外来)の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに同一月につき1,000円</u></p> <p>(2) <u>入院の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに1日当たり1,200円</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものからは、前項各号の自己負担金を控除しない。</u></p> <p>(1) <u>対象者のうち児童を除く者について当該療養のあった月の属する</u></p>

(支給の方法)

第7条 ひとり親家庭等医療費の支給は、受給者又はそのひとり親等(以下「受給者等」という。)からの申請により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する医療機関等で規則で定める金額を超えない範囲で医療を受けた場合には、受給者に代わり当該医療機関等にひとり親家庭等医療費を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者に対し、ひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条第1項の規定により申請した事項に異動があった場合は、規則の定めるところにより速やかに市長に届け出なければならぬ。

年度(当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課税されていないとき(所得の申告をしないことにより同税が課されていない場合を除く。)又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されている旨の申請があったときの当該対象者に係る一部負担金

(2) 対象者のうち中学校(中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を含む。)就学の終期に達するまでの者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条の規定による就学義務の猶予又は免除に係る者を含む。)に係る一部負担金

(3) 薬局における一部負担金

(4) 治療用装具の製作費にかかる一部負担金

(支給の方法)

第7条 市長は、受給者又はそのひとり親等(以下「受給者等」という。)からの申請に基づき、ひとり親家庭等医療費を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者等が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合で、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者等に代わって当該医療機関等にひとり親家庭等医療費を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者等に対し、ひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則に定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならぬ。

2 (略)

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例によるひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 (略)

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による一部負担金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、<u>組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)</u><u>又は被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長は、受給者が市長の指定する医療機関等で規則で定める金額を超えない範囲で医療を受けた場合には、受給者に代わり当該医療機関等に<u>重度障害者医療費</u>を支払うことができる。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による一部負担金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、<u>組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)</u><u>及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、<u>重度障害者医療費を代わって当該医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p>3 (略)</p>

ふじみ野市こども医療費の支給に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 医療機関等 健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>一部負担金</u> <u>医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、その他法令又はそれに準ずる規程による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。</u></p> <p>(こども医療費の支給)</p> <p>第3条 <u>市長は、市内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)</u>又は被扶養者であるこどもの保護者に対し、こども医療費(次条</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 医療機関等 健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゆう師免許を受けた者をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>一部負担金</u> <u>こどもに係る医療費のうち、医療保険各法による被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)</u>が、<u>医療保険各法の規定により負担すべき額及び他の法令の規定により負担すべき額をいう。ただし、食事療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付金があるときは、その額を控除した額をいう。</u></p> <p>(こども医療費の支給)</p> <p>第3条 <u>市は、市内に住所を有し、医療保険各法による被保険者又は被扶養者であるこどもの保護者に対し、こども医療費(次条第1項に規定する額をいう。以下同じ。)</u>を支給する。ただし、次の各号のいずれかに</p>

第1項に規定する額をいう。以下同じ。)を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するこどもの保護者を除く。

(1)・(2) (略)

(3) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設に入所している又はその他の法令による措置により施設等に入所しているこどもに係る、国民健康保険法による世帯主又は医療保険各法(国民健康保険法を除く。)による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団体が負担する状態となったこども

(4)・(5) (略)

(支給額及び支給方法)

第4条 こども医療費として支給する額は、こどもに係る医療費の一部負担金に相当する額とする。ただし、保護者の責めに帰すべき事由により保護者が負担すべき額があるときは、その額につき支給の対象としない。

2 前項によるこども医療費の支給は、保護者からの申請により行うものとする。ただし、市長は、こどもが市長の指定する医療機関等で規則で定める金額を超えない範囲で医療を受けた場合には、当該医療を受けたこどもの保護者に代わり当該医療機関等にこども医療費を支払うことができる。

3 前項ただし書の規定による支払があったときは、当該医療を受けたこどもの保護者に対しこども医療費の支給があったものとみなす。

(受給資格の登録)

第5条 (略)

2 市長は、前項の規定による申請によりこども医療費の支給の対象者(以下「受給資格者」という。)と認定したときは、規則の定めるところ

該当するこどもの保護者を除く。

(1)・(2) (略)

(3) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又はその他の法令の措置による施設等に入所しているこどもに係る、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による世帯主又は医療保険各法(国民健康保険法を除く。)による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団体が負担する状態となったこども

(4)・(5) (略)

(支給額及び支給方法)

第4条 こども医療費として支給する額は、こどもに係る医療費の一部負担金に相当する額とする。ただし、保護者の責めに帰すべき事由により保護者が負担すべき額があるときは、当該額を支給する額から除くものとする。

2 前項によるこども医療費の支給は、保護者からの申請に基づき行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、医療機関等からの請求により当該医療機関等に支給することができる。

3 前項ただし書の規定によるこども医療費の支給があったときは、当該医療を受けたこどもの保護者に対して支給があったものとみなす。

(受給資格の登録)

第5条 (略)

2 市長は、前項の申請があった場合は、規則の定めるところにより、その内容を審査し、こども医療費の支給の対象者(以下「受給資格者」と

ろにより受給資格証を交付しなければならない。この場合において、  
受給資格者として登録しないときは、規則で定めるところにより申請  
者に通知するものとする。

(届出の義務)

第6条 受給資格者は、規則で定める事項について異動があった場合は、規則の定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。

(こども医療費の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段又は他の法令等により、こども医療費の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

いう。)と認定したときは、規則の定めるところにより受給資格証を交付しなければならない。

(届出の義務)

第6条 受給資格者は、規則で定める事項について異動があった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(支給金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段又は他の法令等により、こども医療費の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。